

No.	①-10		R7当初予算額	345 百万円
事業名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業		府省庁名	こども家庭庁
概 要	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4	
対象事業	当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行う自治体の事業。			
支援内容	◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国 1/2（都道府県 1/4、市町村 1/4） ※都道府県からの間接補助による交付 ① 交通費（往復分）：移動に要した費用（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の 8 割を助成（※ 2 割は自己負担） ② 宿泊費（上限 14 泊）：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から 2000 円／泊を控除した額を助成（※ 1 泊当たり 2000 円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）			
離島での実績	—			
備 考				
担当部署	こども家庭庁 成育局 母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				